

## 神奈川県厚生農業協同組合連合会伊勢原協同病院移転新築事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県厚生農業協同組合連合会伊勢原協同病院の移転新築及び運営等に関する協定書（平成23年3月23日締結。以下「協定」という。）第8条の規定に基づき、神奈川県厚生農業協同組合連合会伊勢原協同病院（以下「病院」という。）の移転新築整備に要する費用に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象等)

第2条 この補助金の交付対象者は、神奈川県厚生農業協同組合連合会（以下「厚生連」という。）とする。

2 補助金は、建設費補助金と利子補給金とする。

3 建設費補助金の対象とする費用は、次に掲げるものとする。

(1) 建築費のうち本棟工事（付属施設を含む）、緩和ケア病棟工事及び保育所棟工事に要する費用。ただし、建築監理費は除く。

(2) 医療機器等の整備に要する費用

4 建設費補助金は、病院の移転新築整備の建築工事着工後20年間で交付するものとする。

5 利子補給金の対象となる費用は、厚生連が病院の移転新築整備資金として金融機関等から借り入れた金額のうち、建設費補助金に相当する借入金に係る償還利子とする。

(補助額の算出方法等)

第3条 建設費補助金の交付額は、前条第3項の費用の額から当該費用に対する国県補助金その他の収入額を控除した額に、病院の市民利用率55.3パーセント（平成23年度及び平成24年度における病院利用者に占める伊勢原市民の割合の平均）を乗じた額とし、その総額は30億円を限度とする。

2 利子補給金の額は、前条第5項の償還利子のうち、借入利率2パーセント分を限度とする。

(交付申請)

第4条 厚生連は、市長が指定する日までに神奈川県厚生農業協同組合連合会伊勢原協同病院移転新築事業補助金交付（変更交付）申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業（変更）計画書（第2号様式）

(2) 建設費補助金補助対象事業費内訳書（建設費補助金の交付を申請する場合に限る。）  
(第3号様式)

(3) 補助金所要額等算出書（第4号様式）

(4) 収支予算書（抄本）

(5) 建物の配置図、平面図、立面図、工事仕様書及び工事費別内訳書

(6) 医療機器等設置計画書及び配置図面

(7) 借入金明細書及び償還計画書

(8) 残高明細書

2 市長は、前項に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、初回申請以後、その添付を省略させることができる。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果、交付の決定をしたときは、神奈川県厚生農業協同組合連合会伊勢原協同病院移転新築事業補助金交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第6条 補助金の交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助の目的に反するとき、又は協定第4条から第6条までに規定する条件の全部若しくは一部が履行されていないと認めるときは、補助事業の実績報告の前であっても補助金を減額し、又は既に交付した補助金等の全部若しくは一部の返還を命ずること。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図らなければならない。
- (3) その他、法令、規則及びこの要綱の定め並びにこれらに基づく市長の命令並びに協定の定めに従わなければならない。

(変更交付の申請)

第7条 第5条の通知を受けた者が、補助金の交付申請額を変更しようとする場合は、神奈川県厚生農業協同組合連合会伊勢原協同病院移転新築事業補助金交付（変更交付）申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業（変更）計画書
- (2) 変更収支予算書（抄本）又はこれに代わる書類

(変更交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果、交付する補助金額を変更すべきものと決定したときは、神奈川県厚生農業協同組合連合会伊勢原協同病院移転新築事業補助金変更交付決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(変更の承認)

第9条 規則第6条の規定により補助金の交付決定を受けた事業の内容若しくは経費の配分の変更又は中止若しくは廃止をしようとする場合は、神奈川県厚生農業協同組合連合会伊勢原協同病院移転新築事業変更（中止・廃止）承認申請書（第7号様式）に変更の理由又は中止若しくは廃止の理由等を記載し、関係資料を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する神奈川県厚生農業協同組合連合会伊勢原協同病院移転新築事業事業変更（中止・廃止）承認申請書が提出され、審査等の結果、変更又は中止若しくは廃止すべきものと決定したときは、神奈川県厚生農業協同組合連合会伊勢原協同病院移転新築事業事業変更（中止・廃止）承認決定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第10条 規則第9条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付決定の通知を受理した日から10日以内とする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、補助事業の完了後に交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、神奈川県厚生農業協同組合連合会伊勢原協同病院移転新築事業補助金交付請求書（第9号様式）に神奈川県厚生農業協同組合連合会伊勢原協同病院移転新築事業補助金交付決定通知書、又は神奈川県厚生農業協同組合連合会伊勢原協同病院移転新築事業補助金等変更交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（実績報告等）

第12条 規則第14条の規定による実績報告は、神奈川県厚生農業協同組合連合会伊勢原協同病院移転新築事業補助金実績報告書（第10号様式）により、補助事業の完了の日から30日以内又は市の会計年度が終了した日から20日以内のいずれか早い日まで収支決算書（抄本）を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の確定）

第13条 市長は、規則第15条の規定に基づいて補助金の確定を行った結果、第5条の交付決定の額（第8条の変更交付決定を行った場合は、その額。）と確定額が相違する場合は、神奈川県厚生農業協同組合連合会伊勢原協同病院移転新築事業補助金確定通知書（第11号様式）により通知するものとする。

（財産処分の制限）

第14条 規則第20条ただし書の規定により、市長が定める期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が定めるものに準ずるものとする。

2 規則第20条第3号の規定により、市長が定める財産の種類は備品とする。

3 市長は、厚生連が市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成26年3月14日告示第28号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月24日告示第38号）

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第4条、第7条関係）

年度神奈川県厚生農業協同組合連合会伊勢原協同病院移転新築事業  
補助金交付（変更交付）申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は  
所在地

申請者名称及び  
代表者氏名

年度神奈川県厚生農業協同組合連合会伊勢原協同病院移転新築事業補助金の  
交付（変更交付）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

交付申請額 円

第2号様式（第4条関係）

事業（変更）計画書

1 施設整備に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

ア	敷地面積	m <sup>2</sup>	
イ	建築面積	m <sup>2</sup>	
ウ	延床面積	m <sup>2</sup>	
エ	建物の構造	造	階建

(2) 整備費内訳

ア	建築工事費	円
イ	設備工事費	円
ウ	医療機器等整備費（新規購入費（什器、備品含む））	円
エ	用地取得費（補償費等関係経費を含む）	円
オ	造成費（関連公共施設整備費等を含む）	円
カ	諸経費（建築管理費、コンサル料等を含む）	円
キ	合計	円

(3) 財源内訳

ア	市補助金	円
イ	国庫補助金	円
ウ	県補助金	円
エ	民間金融機関借入金	円
オ	その他（ ）	円
カ	合計	円

(4) 施工計画

ア	工事請負契約年月日	年	月	日
イ	工事着工年月日	年	月	日
ウ	竣工（予定）年月日	年	月	日

2 資金借入計画

(1) 借入時期及び金額

ア	1回目	年	月	日	
		(うち、市補助金未交付額相当額)			円)
イ	2回目	年	月	日	
		(うち、市補助金未交付額相当額)			円)
		(うち、借換額)			円)
		(借換額のうち市補助金未交付額相当額)			円)



第4号様式（第4条関係）

補助金所要額等算出書

	補助対象事業費 A	補助金等収入額 (市補助金を除く) B	補助対象額 C(A-B)	補助金所要額 D(注)	前年度以前 交付済額 E	当該年度申請額 F	残額 G(D-(E+F))
	円	円	円	円	円	円	円
1 建設費補助金							
2 利子補給金							

注1 補助金所要額は、次のとおり。

(1) 建設費補助金は、補助対象額に市民利用率55.3パーセントを乗じた額。ただし、30億円を限度とする。

(2) 利子補給金は、市補助金未交付額相当額の借入金に係る償還利子額のうち、借入利率2パーセント以内の額とする。

年度神奈川県厚生農業協同組合連合会伊勢原協同病院移転新築事業  
補助金交付決定通知書

住所又は  
所在地

申請者名称及び  
代表者氏名

年 月 日付で申請のありました神奈川県厚生農業協同組合連合会伊勢原協同病院移転新築事業補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



- 1 補助金交付決定額 円  
2 交付条件

（事務担当は、 ）

年度神奈川県厚生農業協同組合連合会伊勢原協同病院移転新築事業  
補助金変更交付決定通知書

住所又は  
所在地

---

申請者名称及び  
代表者氏名

---

年 月 日付けで提出されました神奈川県厚生農業協同組合連合会伊勢原協同病院移転新築事業補助金変更交付申請書の内容を審査しました結果、次のとおり変更交付決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長

印

- 1 変更交付決定額 円  
(変更前の交付決定額 円)
- 2 交付条件

(事務担当は、 )

第7号様式（第9条関係）

年度神奈川県厚生農業協同組合連合会伊勢原協同病院移転新築事業  
変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は  
所在地

---

申請者名称及び  
代表者氏名

---

次のとおり神奈川県厚生農業協同組合連合会伊勢原協同病院移転新築事業の変更（中止・廃止）について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容  
（変更前）

（変更後）

2 変更の理由

年度神奈川県厚生農業協同組合連合会伊勢原協同病院移転新築事業  
変更（中止・廃止）承認決定通知書

住所又は  
所在地

申請者名称及び  
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました神奈川県厚生農業協同組合連合会伊勢原協同病院移転新築事業変更（中止・廃止）承認申請書の内容を審査しました結果、次のとおり承認しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



変更（中止・廃止）の内容

（事務担当は、 ）

第9号様式（第11条関係）

年度神奈川県厚生農業協同組合連合会伊勢原協同病院移転新築事業  
補助金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は  
所在地

請求者名称及び  
代表者氏名

㊟

交付決定のありました神奈川県厚生農業協同組合連合会伊勢原協同病院移転新築事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 交付決定通知額 | 円 |
| 2 既交付額    | 円 |
| 3 今回交付請求額 | 円 |
| 4 未交付額    | 円 |
| 5 添付書類    |   |

神奈川県厚生農業協同組合連合会伊勢原協同病院移転新築事業補助金交付決定通知書の写し

神奈川県厚生農業協同組合連合会伊勢原協同病院移転新築事業補助金変更交付決定通知書の写し

(注) 上記のいずれかにレ印を付けてください。

第10号様式（第12条関係）

年度神奈川県厚生農業協同組合連合会伊勢原協同病院移転新築事業  
補助金実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は  
所在地

---

補助事業者名称及び  
代表者氏名

---

年度神奈川県厚生農業協同組合連合会伊勢原協同病院移転新築事業補助金に係る  
実績を次のとおり報告します。

交付決定額	円
実績額	円
不用額	円

（注）事業実績報告書及び収支決算書（抄本）を添付してください。

年度神奈川県厚生農業協同組合連合会伊勢原協同病院移転新築事業  
補助金確定通知書

住所又は  
所在地

補助事業者名称及び  
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました実績報告書を審査しました結果、次のとおり確定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長

印

- |                  |   |
|------------------|---|
| 1 補助金交付（変更交付）決定額 | 円 |
| 2 補助金確定額         | 円 |

（事務担当は、 ）